

●要介護認定の流れ

①申請する

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でも出来ます。

次の所でも申請の依頼が出来ます。

- (更新申請も含みます)
- ・地域包括支援センター
 - ・居宅介護支援事業者
 - ・介護保険施設

-申請に必要なもの-

- ・申請書
→市区町村の窓口にあります
- ・介護保険の保険証
→40～64歳の方は健康保険の保険証が必要

②要介護認定

どれくらい介護サービスが必要なのか判断するための審査

●訪問調査(認定調査)

→市区町村の担当職員等が自宅などを訪問し、身体の状態や日常生活、家族や住居の環境についての聞き取り調査を行います。

【訪問調査を受けるときのポイント】

- ・伝えたいこと(困っていること)はメモする
- ・本人だけでなく介護している人も同席する
- ・24時間通しての様子を伝える(夜の様子も伝えましょう!)

●主治医意見書

→市区町村の依頼により主治医が意見書を作成します。
*主治医がない方は市区町村が紹介する医師の診断を受けます

●認定審査

→保健、医療、福祉の専門家が審査します。

③結果の通知

結果の通知は申請から原則30日以内に届きます

要介護度

高
介護が必要な度合い
低

要介護 5
要介護 4
要介護 3
要介護 2
要介護 1

要支援 2
要介護 1

介護サービス

介護予防サービス

非該当
(自立)

介護予防・日常生活支援総合事業